○農林水産省
環境省
経済産業省告示第五号

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第四条第一項の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成二十六年農林水産省環境省経済産業省告示第二号）の一部を次のように変更したので、同法第四条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき公表する。

令和八年十月九日

農林水産大臣　簗　和生
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　笹川　博義

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
第１　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項 １　意義 （略） 以上を踏まえ、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電は、地域の農林漁業の健全な発展と調和をとりながら促進する必要がある。また、東日本大震災の津波による被害を受けた市町村や東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示の対象となった市町村（以下「被災市町村」という。）の多くが農山漁村であることに鑑み、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下「法」という。）の運用に当たっては、被災市町村の復興の加速化にも資するよう、手続の円滑化等に配慮する必要がある。 （略） 法の運用開始後、平成27年に地球規模の環境危機を反映し、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」が採択された。「パリ協定」の発効を契機に世界が脱炭素社会に向けて舵を切り、ＥＳＧ投資などの動きが拡大している。そうした中で持続可能な社会の実現に向けた貢献として、農山漁村等で発電された再生可能エネルギー電気に価値を見いだす企業や消費者等が現れており、この動きは再生可能エネルギー発電事業による農山漁村活性化を支援するものである。昨今、小売電気事業において、電気の調達先を明らかにする他にも、ブロックチェーン技術やＩｏＴ技術を活用し、どの発電所で発電した電気か分かるように農山漁村等で発電した再生可能エネルギー電気を企業や消費者等へ供給する取組も生まれており、発電所の特色を踏まえた電気の差別化の取組の進展が期待される。農山漁村で発電された再生可能エネルギー電気の安定的な需要家を確保し、地域との共生を図りつつ自立化に向かう上でも、電気の差別化や消費者に対する価値の訴求に向けた取組は重要である。また、事業者が需要家と直接電力購入契約を結ぶＰＰＡ（Power Purchase Agreement）モデルの取組も行われており、再生可能エネルギー電気を調達する需要家の役割の重要性は増してきている。このほか、地域の農林漁業施設に再生可能エネルギーを供給し、再生可能エネルギーの地産地消と農林水産業のＣＯ２ゼロエミッション化の両立を目指す取組も進んでいる。	第１　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項 １　意義 （略） 以上を踏まえ、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電は、地域の農林漁業の健全な発展と調和をとりながら促進する必要がある。また、東日本大震災の津波による被害を受けた市町村や東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示の対象となった市町村（以下「被災市町村」という。）の多くが農山漁村であることに鑑み、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「法」という。）の運用に当たっては、被災市町村の復興の加速化にも資するよう、手続の円滑化等に配慮する必要がある。 （略） 法の運用開始後、平成27年に地球規模の環境危機を反映し、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」が採択された。「パリ協定」の発効を契機に世界が脱炭素社会に向けて舵を切り、ＥＳＧ投資などの動きが拡大している。そうした中で持続可能な社会の実現に向けた貢献として、農山漁村等で発電された再生可能エネルギー電気に価値を見いだす企業や消費者等が現れており、この動きは再生可能エネルギー発電事業による農山漁村活性化を支援するものである。昨今、小売電気事業において、電気の調達先を明らかにする他にも、ブロックチェーン技術やＩｏＴ技術を活用し、どの発電所で発電した電気か分かるように農山漁村等で発電した再生可能エネルギー電気を企業や消費者等へ供給する取組も生まれており、発電所の特色を踏まえた電気の差別化の取組の進展が期待される。農山漁村で発電された再生可能エネルギー電気の安定的な需要家を確保し、地域との共生を図りつつ自立化に向かう上でも、電気の差別化や消費者に対する価値の訴求に向けた取組は重要である。また、事業者が需要家と直接電力購入契約を結ぶＰＰＡ（Power Purchase Agreement）モデルの取組も行われている。このほか、地域の農林漁業施設に再生可能エネルギーを供給し、再生可能エネルギーの地産地消と農林水産業のＣＯ２ゼロエミッション化の両立を目指す取組も進んでいる。